時間外労働・休日労働に関する労使協定書

国立大学法人東北大学（以下「甲」）と経済学研究科事業場過半数代表者（以下「乙」）とは、労働基準法第 36 条の規定により、時間外労働および休日労働について以下のとおり定める。

第１条（時間外および休日労働を命じる条件）

甲は、時間外および休日労働を可能な限り行わせないように努める。行わせるのは、臨時または緊急の必要がある場合に限る。

第２条（職員の健康および私生活への配慮）

甲は時間外および休日労働の実施に際して、職員（再雇用職員・准職員・時間雇用職員など、国立大学法人東北大学就業規則第３条第２項に定める者を含む。以下同じ）の健康および私生活を十分に配慮する。甲は、職員が時間外および休日労働に従事することができない旨を告知した場合には、その職員と誠実に協議する。

第３条（該当する業務・職員）

時間外および休日労働を行わせることがある職員は、別紙「時間外労働・休日労働に関する協定届」（別紙協定届という）のとおりとする。

2　時間外労働に関して「一般業務」を行う労働者とは、本事業場に勤務する、専門業務型裁量労働制が適用される教員（教授・准教授・講師・助教の全員）以外のすべての職員を指す。

3　休日労働に関して「一般業務」を行う労働者とは、本事業場に勤務するすべての職員を指す。

第４条（限度時間）

時間外および休日労働については、別紙協定届記載の時間を超えてはならないものとする。

2　甲が、特別条項にしたがって 1 ヶ月 45 時間を超える時間外労働を職員に行わせようとする際は、当該月に入る以前に、乙と誠実に協議する。

3　この協定および別紙協定届に記さない事項は、時間外および休日労働の制限に関する労基法その他の法令にしたがう。

第５条（問題解決のための労使協議）

この協定の遂行に関して問題が生じた場合、甲と乙は誠実に協議する。

第６条（労働者代表の合議体制）

第４条第２項、第５条に定める労使協議については、乙とともに、乙が主宰する職場委員会が参加する。

第７条（正当な労働組合活動の保障）

第４条第２項、第５条の規定は、労働組合員が当該事項に関して組合を通した団体交渉や協議を求めることを妨げるものではない。

第８条（協定の有効期間）

この協定の有効期間は、2007 年 4 月 1 日から 2008 年 3 月 31 日までとする。

2007 年 4 月 1 日

労働者過半数代表　国立大学法人東北大学大学院経済学研究科

教授　　印

国立大学法人東北大学大学院経済学研究科

研究科長　　印

様式第９号（第 17 条関係）

時間外労働
休日労働　　に関する協定届

<table>
<tr><td>事業の種類</td><td colspan="2">事業の名称</td><td colspan="6">事業の所在地（電話番号）</td></tr>
<tr><td>教育研究業</td><td colspan="2">国立大学法人東北大学経済学研究科事業場</td><td colspan="6">〒980-8576　仙台市青葉区川内 27-1　（022-795-6263）</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">時間外労働をさせる必要のある具体的事由</td><td rowspan="3">業務の種類</td><td rowspan="3">労働者数（満 18 歳以上の者）</td><td rowspan="3">所定労働時間</td><td colspan="3">延長することができる時間</td><td rowspan="3">期間</td></tr>
<tr><td rowspan="2">１日</td><td colspan="2">１日を越える一定の期間（起算日）</td></tr>
<tr><td>１か月（毎月 1 日）</td><td>１年（４月１日）</td></tr>
<tr><td>①下記②に該当しない労働者</td><td>臨時の試験事務、月末の決算事務、納期の切迫しているとき、緊急の対応を必要とするとき</td><td>一般業務</td><td>39 人</td><td>１日 8 時間</td><td>4 時間 30 分</td><td>45 時間</td><td>360 時間</td><td>2007 年４月１日から 2008 年 3 月 31 日まで</td></tr>
<tr><td>②１年単位の変形労働時間制により労働する労働者</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">休日労働をさせる必要のある具体的事由</td><td>業務の種類</td><td>労働者数（満 18 歳以上の者）</td><td>所定休日</td><td colspan="3">労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻</td><td>期間</td></tr>
<tr><td colspan="2">試験等及び臨時の講義等、業務上臨時の必要があるとき</td><td>一般業務</td><td>101 人</td><td>土曜・日曜、国民の祝日法による休日、12 月 29 日から 1 月 3 日まで</td><td colspan="3">法定休日については、１カ月３回に限る。
5:00-21:00 のうち 12 時間</td><td>2007 年４月１日から 2008 年 3 月 31 日まで</td></tr>
</table>

特別条項：卒業、入試、入学、定期試験、学会、論文審査、臨時の実験等、予算、決算、監査、人事異動、設備・作業場等の改修・移転またはトラブル、データの解析、その他臨時・緊急に対応を要した業務の納期が切迫するときは、労使の協議を経て１ヶ月 60 時間まで延長することができる。この場合、延長時間を更に延長する回数は年に 6 回までとする。

協定の成立年月日　2007 年 4 月 1 日
協定の当事者である労働者の過半数を代表する者の 職名　　経済学研究科事業場　大学院経済学研究科　教授

氏名

協定の当事者の選出方法　　（投票による選挙）

使用者　職名　国立大学法人東北大学大学院経済学研究科長

氏名

仙台労働基準監督署長殿